

市民意見の募集結果

小田原市子ども・子育て支援事業計画の改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正
政策等の案の公表の日	令和元年 5月15日（水）
意見提出期間	令和元年 5月15日（水）から 令和元年 6月13日（木）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	3件（2人）
インターネット	2人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	3

〈具体的な内容〉

市が判断・確認する基準に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	市の判断基準はどう定められるのか。	D	国から通知された「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」の内容も踏まえ、判断してまいります。
2	卒園後の受け皿を確保したと市が確認する基準は決められているのか。	D	市が事業の認可を行うにあたり、連携施設の有無と連携内容を記載した覚書等の提出を求めています。その上で連携先の開所時間や保育日数に加え、実施事業の内容も確認し判断しております。

保育所等の入所に関すること

1	今回の緩和により、連携先の無い保育施設が設置されることで、3歳以上児の保育園の入園がより困難な状況になるのではないか。	D	本市においては現時点で全ての事業者には連携施設が確保されており、今後も適切に確保が進むよう、市が仲介するなどの調整を行います。 また、0-2歳児の定員増のみならずニーズに応じて3歳以上児の定員拡大にも努めております。
---	---	---	---

4 提出意見と関係なく変更した点

特になし